居宅介護支援 重要事項説明書



医療法人社団 光晶会 武田医院ケアセンター

1		担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)	2
2		事業者(法人)の概要	2
3		居宅介護支援事業所の概要	2
4		事業の目的及び運営の方針	3
5		居宅介護支援の内容	4
6		利用料金	5
7		相談・苦情の窓口	8
8		秘密保持	8
9		事故発生時の対応	9
1	0	医療との連携	9
1	1	公正中立なケアマネジメントの確保	9
1	2	虐待防止のための措置	9
1	3	業務継続に向けた取り組み	9
1	4	感染症の予防及びまん延の防止のための措置	10
1	5	身体的拘束等の原則禁止	10
1	6	重要事項説明書の説明日	10
((別:	途資料) 前 6 カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合等エ	: ラ

ー! ブックマークが定義されていません。

居宅介護支援 重要事項説明書

令和 年 月 日現在

1 担当の介護支援専門員 (ケアマネジャー)

氏	名	山部 樹栄

2 事業者(法人)の概要

事業	所 (法人)	名	医療法人社団光晶会
所	在	地	東京都目黒区八雲3丁目5番3号
連	絡	先	電話03-5726-1122
代	表者	名	理事長 武田 光史

3 居宅介護支援事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名	武田医院ケアセンター
所 在 地	東京都目黒区八雲3丁目5番3号
連絡先	電話03-5726-1125
事 業 所 番 号	1 3 7 1 0 0 3 2 0 1
管 理 者 名	武田 光史

(2) 営業日及び営業時間

営	業	É	日	月~金
営	業	時	間	午前9時00分~午後6時00分

[※]土曜・日曜・祝日は休み、年末年始・夏季休暇あり

(3) 職員体制

従業者の職種	人 数	常勤・非常勤	備考
主任介護支援専門員	1	常勤	
介護支援専門員	1以上	常勤又は非常勤	
事 務 職 員	2	常勤	

(4) サービスを提供する実施地域

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

4 事業の目的及び運営の方針

 4 //4		. 7// -	1	サマンノルド	
事	業	0	目	的	医療法人社団光晶会が開設する医療法人社団光晶会武田医院ケアセンター(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運	省	0	方	針	1 当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場にたって援助を行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。 3 事業の実施に当たっては、関係区市町村、地域域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

5 居宅介護支援の内容

居宅介護支援では、自宅で生活する利用者が介護サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を考慮し、ケアプラン(居宅サービス計画)を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。また、必要に応じて介護施設等の紹介も行います。

ケアマネジャーが行う、居宅介護支援の具体的な内容等は、以下のとおりです。

(1) 居宅介護支援の内容

アセスメント	利用者宅を訪問し、利用者の心身の状況や生活環境などを把握し、課題を分析します。
サービス調整	アセスメントの結果を踏まえ、利用する介護サービス事業者等へ連絡調整を行います。
ケアプラン作成	介護サービス等を利用するためのケアプランを作成します。
サービス担当者会議	介護サービス事業者等が集まり、ケアプランの内 容等について話し合います。
モニタリング	少なくとも1月に1回は利用者と面接を行い、利用者の心身の状態やケアプランの利用状況等について確認します。
給 付 管 理	ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管 理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出し ます。
要介護認定の申請に係る援助	利用者の要介護認定の更新申請や状態変化に伴う 区分変更申請を円滑に行えるよう援助します。利用者が希望する場合、要介護認定の申請を代行します。
介護保険施設等の紹介	利用者が自宅での生活が困難になった場合や利用 者が介護保険施設等の入所を希望した場合、利用 者に介護保険施設等に関する情報を提供します。

(2) テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施

テレビ電話装置等を活用したモニタリングの実施方法及びメリット、デメリットは 以下のとおりです。

同意欄	説明
	利用者の状態が安定していることを前提として実施します。
	実施にあたっては、主治医及びサービス事業者等の合意を得ます。
	2月に1回は利用者の居宅を訪問して面接を行います。
	移動が不要であるため、ケアマネジャーとの日程調整が容易になります。
	訪問者を自宅に迎え入れないため、利用者の心理的負担が軽減されます。
	感染症が流行している状況でも、非接触での面接が可能になります。
	利用者の健康状態や住環境等については、画面越しでは確認が難しいことから、サービス事業所の担当者から情報提供を受けます。

(3) 居宅介護支援の業務範囲外の内容

ケアマネジャーは、ケアプランの作成やサービスの調整等を行いますが、下記に示すような内容は業務範囲外となります。これらのご要望に対しては、必要に応じて他の専門職等を紹介いたします。

居宅介護支援の業務範囲外の内容

- 救急車への同乗
- 入退院時の手続きや生活用品調達等の 支援
- 家事の代行業務
- 直接の身体介護
- 金銭管理

6 利用料金

要介護または要支援の認定を受けた方は、**介護保険からの全額給付により自己負担は発生しません。**ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができない場合、1 ヶ月につき要介護度に応じた下記の金額をいただき、事業所からサービス提供証明書を発行します。後日、サービス提供証明書を保険者の窓口に提出すると、全額が払い戻されます。

(1) 居宅介護支援費(I)(地域区分 1単位:11.4円)

取扱い件数区分	料金(単位数)		
取 饭 () 件 数 区 万	要介護1・2	要介護3~5	
居 宅 介 護 支 援 (i) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者45件未満	12, 380 円/月 (1, 086 単位)	16, 085 円/月 (1, 411 単位)	
居 宅 介 護 支 援 (ii) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者60件未満	6, 201 円/月 (544 単位)	8025 円/月 (704 単位)	
居 宅 介 護 支 援 (iii) ※介護支援専門員1人あたりの 利用者60件以上	3, 716 円/月 (326 単位)	4,810 円/月 (422 単位)	

(2) 加算

加第名称		料金 (単位数)	算 定 要 件
初回加算		3420 円/月 (300 単位)	・新規に居宅サービス計 画を作成する場合 ・要介護状態区分が2区 分変更された場合
入院時情報連携加(I)		2, 850 円/月 (250 単位)	利用者が入院した日のうちに、医療機関の職員に対して必要な情報を提供した場合
入院時情報連携加算(Ⅱ)		2, 280 円/月 (200 単位)	利用者が入院した日の翌 日又は翌々日に、医療機 関の職員に対して必要な 情報を提供した場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加無	連携 1回	5, 130 円/回 (450 単位)	医療機関や介護保険施設 等を退院・退所し、居宅 サービスを利用する場合 において、退院・退所に
	連携 2回	6,840 円/回 (600 単位)	あたって医療機関等の職 員と面談を行い、利用者 に関する必要な情報を得
	連携 1回	6,840 円/回 (600 単位)	たうえでケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算 ※カンファレンス参加有	連携 2回	8,550 円/回 (750 単位)	
	連携 3回	10, 260 円/回 (900 単位)	
緊急時等居宅カンファレンス 加算		2, 280 円/回 (200 単位)	病院又は診療所の求めに より、職員とともに利用 者宅を訪問し、カンファ レンスを行い居宅サービ スの調整を行った場合
通院時情報連携加算		570 円/回 (50 単位)	利用者が医療機関で診察 を受ける際に同席し、医 師又は歯科医師と情報連 携を行い、ケアマネジメ ントを行った場合
ターミナルケアマネジメント		4,560 円/月	① 24 時間連絡がとれる体

加算	(400 単位)	制に支持をを表示にそれる。 という
特定事業所加算(I)	5, 916 円/月 (519 単位)	質の高いケアマネジメントを実施している事業所を積極的に評価する観点から、人材の確保やサー
特定事業所加算(Ⅱ)	4, 799 円/月 (421 単位)	ビス提供に関する定期的 な会議を実施しているな ど、当事業者が厚生労働 大臣の定める基準に適合
特定事業所加算(Ⅲ)	3, 682 円/月 (323 単位)	- する場合(1ヶ月につき)
特定事業所加算(A)	1, 299 円/月 (114 単位)	
特別地域居宅介護支援加算	所定単位数の 15%	厚生労働大臣が定める地 域に所在する事業所がサ ービス提供を行った場合
中山間地域等における小規模 事業所加算	所定単位数の 10%	厚生労働大臣が定める地 域に所在する事業所がサ ービス提供を行った場合
中山間地域等に居住する者への サービス提供加算	所定単位数の 5%	厚生労働大臣が定める地 域に居住する利用者に対 し、通常の事業の実施地 域を越えて、サービス提 供を行った場合

(3) 減算

減 算 名 称	料金 (単位数)	算 定 要 件
運営基準減算	所定単位数の 50%で 算定	運営基準に沿った、適切な 居宅介護支援が提供できて いない場合
特定事業所集中減算	1月につき 200 単位を 減算	正当な利用なく特定の事業 所に80%以上集中した場合 (指定訪問介護・指定通所 介護・指定地域密着型通所 介護・指定福祉用具貸与)
高齢者虐待防止措置未実施 減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を 減算	虐待の発生又はその再発を 防止するための措置が講じ られていない場合

(4) その他

交	通	費	サービスを提供する実施地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、ケアマネジャーがお訪ねするための交通費の実費が必要です。
解	約	料	解約料は一切かかりません。

7 相談・苦情の窓口

居宅介護支援に関する相談、苦情等は担当介護支援専門員(ケアマネジャー)又は 下記窓口までご連絡ください。

(1) 事業所の相談窓口

相談・苦情の担当者	医療法人社団 光晶会 本部
連絡先	電話 03-5276-1122

(2) その他の相談窓口

目黒区西部包括支援センター	電話 03-5701-7244
目黒区北部包括支援センター	電話 03-5428-6891
目黒区東部包括支援センター	電話 03-5724-8030
目黒区中央包括支援センター	電話 03-5724-8066
目黒区南部包括支援センター	電話 03-5724-8033
世田谷区総合支所保険福祉課	電話 03-5432-2850

8 秘密保持

事業者が得た利用者やその家族の個人情報は、介護サービスの提供以外の目的では 原則として使用しません。サービス担当者会議などで利用者やその家族の個人情報を 使用する場合は、利用者およびその家族の同意を事前に得ることとします。

9 事故発生時の対応

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 医療との連携

居宅介護支援事業所と入院先医療機関との連携がスムーズに図れるよう、利用者が 入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先の医療機関にお伝 えください(お渡しした名刺等をご提示ください)。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した利用者の状態等について、ケアマネジャーから主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

11 公正中立なケアマネジメントの確保

複数事業所の説明等	利用者は、ケアプランに位置付ける介護サービス 事業所等について、複数の事業所の紹介や、その 選定理由について事業者に求めることができま す。
前6カ月間のケアプランにおける訪問介護等の利用割合	事業所が前6ヶ月に間に作成したケアプランにおける「訪問介護」「通所介護」「地域密着通所介護」「福祉用具貸与」の利用割合等を別途資料にて説明しました。

12 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

13 業務継続に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

14 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

感染症の発生及びまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びまん延防止のための指針の整備
- (3) 感染症及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

感染症防止に関する担当者 武田 光史

15 身体的拘束等の原則禁止

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行いません。身体的拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

16 重要事項説明書の説明日

重要事項説明書の説明日 年 月 日

利用者に対して重要事項説明書を交付の上、居宅介護支援のサービス利用及び重要 事項の説明を行いました。

事業所(法人)名	医療法人社団光晶会
代 表 者 名	理事長 武田 光史
事 業 所 名	武田医院ケアセンター

私は、重要事項説明書に基づいて居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、 その内容を同意の上、本書面を受領しました。

	_ , ,	
利用者	住所	
	氏名	
代理人	住所	
	氏名	